

島根県後期高齢者医療広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画等の実施状況

令和7年7月7日

令和3年3月5日に定めた島根県後期高齢者医療広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況および女性活躍推進法に関する情報を下記のとおり公表します。

I.長時間勤務関係

【数値目標】

職員一人当たりの平均超過勤務時間が7時間（平成30年度及び令和元年度実績平均）を下回るようにし、超勤上限を超える職員を0人にする。

【実施状況】

(1)職員（管理職以外）一人当たりの各月ごとの平均超過勤務時間及び超勤上限（45時間／月）の職員

①職員一人当たりの平均超過勤務時間

単位：時間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
令和3年度	6.2	4.3	2.6	4.6	0.6	3.0	3.8	2.1	2.1	4.8	1.9	13.3	4.1
令和4年度	9.5	6.8	5.6	6.3	3.6	8.9	14.3	4.1	4.3	5.5	6.0	13.7	7.4
令和5年度	16.1	18.1	17.3	10.7	6.8	13.4	15.8	9.1	4.5	6.1	6.9	13.5	11.2
令和6年度	12.9	8.9	10.1	7.8	4.3	6.1	5.6	7.1	6.1	8.1	10.2	10.4	8.1

②超勤上限（45時間／月）を超えた職員（累計）

単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0.2
令和5年度	1	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0.5
令和6年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.1

II.就業継続及び仕事と家庭の両立関係

【数値目標(1)】

(令和6年度～) 男性職員の育児休業（2週間以上）の休暇取得率を85%とする。

【実施状況(1)】

男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

①男性職員の2週間以上の育児休業取得率(育児休業に該当する子を持つ男性職員のうち、過年度又は翌年度以降に育児休業を取得予定の職員を除いた男性職員の取得割合)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性職員				対象者なし

②女性職員の2週間以上の育児休業取得率(育児休業に該当する子を持つ女性職員のうち、過年度又は翌年度以降に育児休業を取得予定の職員を除いた女性職員の取得割合)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
女性職員				対象者なし

【数値目標(2)】

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに5日以上の取得率をそれぞれ100%とする。

【実施状況(2)】

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配偶者出産休暇	対象者なし	対象者なし	対象者なし	対象者なし
育児参加のための休暇	対象者なし	対象者なし	対象者なし	対象者なし
5日以上取得率	対象者なし	対象者なし	対象者なし	対象者なし

【実施状況(3)】

セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ハラスメント研修の実施	全職員参加	全職員参加	全職員参加	全職員参加
防止委員会及び相談窓口の設置	設置	設置	設置	設置

Ⅲ.採用関係

【数値目標】

広域連合で雇用する会計年度任用職員について、女性職員の割合を50%以上とする。

【実施状況】

(1)採用した職員に占める女性職員（会計年度任用職員）の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
女性職員数	3人	3人	3人	3人
配置数	3人	3人	3人	3人
女性職員の割合	100%	100%	100%	100%

※女性活躍推進法に基づく職員の給与の男女の差異の公表については、一方の性別の職員が存在しないため、算出不可。